

I 検討の経過

札幌市では、国際条約「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念を、よりわかりやすく具体的に示し、あらゆる場面での実践につなげるため、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下、「権利条例」という。）」を制定し、平成21年4月に施行されました。

今後、この権利条例の理念の実現を目指して、子どもの権利の理解促進・普及に向けた取組や、子どもの参加など、具体的な実践活動が進められることとなりますが、実際の取組を進めていくに際しては、総合的かつ計画的に事業を展開していく必要があります。権利条例第46条では、このことを踏まえ、子どもにやさしいまちづくりを目指し、子どもの権利に配慮した施策を進めるに当たっての推進計画を策定することが規定されています。

「札幌市子どもの権利委員会」は、札幌市の施策について子どもの権利の視点から調査・審議を行う附属機関として、平成21年11月30日に設置されましたが、今回、推進計画のあり方についての諮問を受け、計画策定に当たっての基本的な考え方について、議論を進めてきました。

計画の策定に当たっては、子どもたちの育ちに関する現状などを踏まえたうえで、目標や、取組の基本的な方向性を定めることが必要となります。

そこで、大人・子どもそれぞれ5千人を対象とした「子どもに関する実態・意識調査」のほか、学校に出向いて意見交換を行うなど、直接子どもの意見を聞きながら、子どもの現状を受け止め、これらをもとに審議を重ね、計画策定に当たっての基本的な目標等をまとめました。